

長与町告示第142号

経営管理権集積計画の告示について（14・15林班）

令和7年11月14日

長与町長 吉田 慎



下記の森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告する。
なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	林班	大字	森林面積	集積計画件数	筆数	備考
1	14林班	本川内郷	3.14ha (2.48 ha)	5件	12筆	整理番号 集 R6-1-1～R6-4-1、R6-8-1～3
2	15林班	本川内郷	0.88ha (0.50 ha)	3件	5筆	整理番号 集 R6-8-1～2、R6-12-1～R6-13-2

※表中面積欄：上段は林地台帳面積、下段（ ）は施業面積

2 縦覧場所

長与町建設産業部産業振興課

長与町公式ホームページ（リンク <https://webtown.nagayo.jp>）

3 権利の設定

本告示により、長与町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。